

ヘリコプター集材作業仕様書

(適用範囲)

- 第 1 条 この仕様書は、製品生産事業請負のうち、製品生産事業中部森林管理局仕様書に定めていないヘリコプター集材に関する事項を定めたものであり、管内の各森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施するヘリコプター集材作業に適用する。
- 2 この仕様書は、ヘリコプター集材作業請負の実行に関する標準的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、各森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が別に定める特記仕様書によるものとする。

(事業計画書の提出)

- 第 2 条 請負者は、製品生産事業中部森林管理局仕様書第 6 条に定める事業計画書の提出にあたり、ヘリコプター集材は伐倒・造材等の作業工程に影響されることなどから、事業工程表・実行方法等の事項については、発注者の承諾を得て記載内容を省略することができる。

(施設の設置等)

- 第 3 条 請負者は、ヘリコプター集材に関するヘリポート、荷卸場等の施設は発注者が指定する箇所に設置することとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議の上選定するものとする。
- 2 請負者は、ヘリポートの設営並びに必要な標識類・集材に使用する副資材を準備するものとする。

(事業中の安全確保)

- 第 4 条 請負者は、ヘリコプター集材作業の実施に当たって、下記事項について関係森林管理署等、航空会社、地上作業請負者及び運搬業者等関係者による打ち合わせを実施し、作業の安全確保を図ること。
- (1) 伐採時期及び順序
 - (2) 集材時期及び期間
 - (3) 作業手順
 - (4) 荷卸場所
 - (5) ヘリポート
 - (6) 飛行安全に関すること
 - (7) 実行従事者に対する安全教育に関すること
 - (8) その他
- 2 各作業の開始に当たっては安全懇談会を実施し、作業内容、要員配置、作業手順及び連絡方法等を十分打ち合わせてから着手すること。特に複数の作業を同一箇所で行う場合は、指示体制を明確にし作業従事者に周知徹底を図ること。

また、始業時のミーティングは必ず実施すること。

- 3 請負者は、製品生産事業中部森林管理局仕様書第5条5と同様に、上記の安全指導等の実施状況については資料を整備・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(林道等の通行規制)

第 5条 請負者は、ヘリコプター集材作業中は、作業区域に通じる林道等の区域外に標識を設置する等通行規制の措置を講じなければならない。

(公共施設等の上空通過に対する安全)

第 6条 請負者は、ヘリコプターが吊荷して、道路及び公共施設等の上空を通過する場合の安全に対する措置を講じなければならない。

(集材作業)

第 7条 請負者は、ヘリコプター集材作業前に現地精査並びにヘリコプターによる試験飛行を実施し、飛行コース周辺の障害物及び荷吊場荷卸場、発着地等を確認するとともに、それらの位置、運航方法、連絡体制等について監督職員に報告しなければならない。

- 2 請負者は、あらかじめヘリコプター集材に従事する作業者にヘリコプターの特異性、ヘリポート等での作業の留意事項、最大吊荷重について十分周知徹底を図ること。特に荷掛け作業者については各単木毎の重量を十分認識させて作業に当たらせること。

- 3 スリング掛け、フックへの装着を確実に言い、材の滑落などの防止に努め、素材の材面及び木口の損傷を生じさせないように行うものとする。

*別様の案

作業仕様書 6 飛行記録の提出 補足説明

記載する内容

- ・ 飛行時間 飛行時間は1サイクルの時間を記載する。
ヘリポート～荷卸土場 荷卸土場～給油時間 給油終了後の飛行～ヘリ
ポートなど1サイクル毎に時間を記載する。

- ・ 重量 重量は50時間毎に1回以上1サイクルの飛行毎に重量を計測し記載す
る。
(50時間毎の目安として、ヘリコプターの整備毎に実施することを基
本とした。)

- 荷吊り本数 荷吊り本数は重量計測時に飛行毎の荷吊り本数を記載する。

